

改 正 後				現 行			
農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱				農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱			
平成30年3月30日付け29農振第2711号 最終改正 <u>令和2年4月1日付け元農振第3650号</u>				平成30年3月30日付け29農振第2711号 最終改正 <u>平成31年3月29日付け30農振第2992号</u>			
第1～第10（略）				第1～第10（略）			
附 則（略）				附 則（略）			
別表				別表			
区分	対策種類	対策内容	交付対象事業	区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(略)	(略)	(略)	1 長寿命化対策	(略)	(略)	(略)
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	(略)	(略)	2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	(略)	(略)
	(2) 危機管理対策	(略)	ア 危機管理システム等整備 <u>(削る)</u>		(2) 危機管理対策	(略)	ア 危機管理システム等整備 <u>イ 安全確保対策</u>
	(3) ため池防災環境整備	(略)	(略)		(3) ため池防災環境整備	(略)	(略)
3 ため池の保全・避難対策	(略)	(略)	(略)	3 ため池の保全・避難対策	(略)	(略)	(略)

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表に掲げる2の(1)のクのうち、農村振興局長が別に定める事業にあつては、第6の2の(2)を適用しないものとする。
- 3 この通知による改正規定は、令和2年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和元年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前のおりとする。